

【イギリス】 2011 年欧州連合法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2011 年欧州連合法(同年法律第 12 号)が同年 7 月 19 日に制定された。これは、所定の欧州連合関係条約の改正又は欧州理事会における賛成投票を承認するイギリス国内手続を強化して、国民や議会が当該条約改正の批准手続等に関与する機会の確保を図るものである。

制定の経緯等

かねてからイギリスでは、ユーロ採用などに伴う欧州連合(以下「EU」)への主権、権力又は権限(以下単に「権限」という。)の移譲に慎重論が少なくない。保守・自民連立政権も、連立政権合意で、次々回総選挙まで EU への権限の移譲を行わないことを確約しつつ、権限を移譲する将来の条約についてその締結を国民投票に委ねるため所要の法改正を行うこととしており、また、EU に〔リスボン条約の発効に伴う〕欧州議会イギリス選出議員の 1 名増員の実行を迫るものとしていた(注 1)。2011 年 EU 法(同年法律第 12 号。以下「2011 年法」という。)は、連立政権合意に沿って制定され、本則 3 章 22 条に附則 2 つを伴う。以下、各章を概説する。

EU 関係条約の締結等に関する制限(2011 年法第 1 章)

2008 年 EU(法改正)法第 5 条は、EU 条約、EU 機能条約(以下それぞれ「TEU」、「TFEU」といい、合わせて単に「条約」と総称する。)及び欧州原子力共同体設立条約の改正について、その批准前に議会制定法による承認が必要な旨を定めている。2011 年法第 4 条及び第 6 条は、これに加え、条約の改正(その廃止後これに代わる新条約を制定する場合を含む。)で国の権限を EU に移譲するものの批准及び欧州理事会又は理事会の決定の一部に関し、イギリス政府が当該理事会で行う投票の前に国民投票を実施して国民の承認を得ることを要する旨を定める。ただし、国民投票の対象となる条約の改正には EU 内で全会一致の合意が必要であり、イギリス政府が交渉段階で改正案に反対する限りその改正が実現する見込みはないので、国民投票の実施が必要となるのは、イギリス政府が改正案を支持しようとする場合に限られる(注 2)。

国民投票の実施の対象となりうる条約の EU 内の改正手続には、通常改正手続(TEU 第 48 条第 2 項～第 5 項)と簡易改正手続(同条第 6 項及び第 7 項)があり、通常改正手続では加盟国政府代表会議でイギリスを含む各加盟国の政府の代表による共通の合意が必要であるが、同条第 6 項の簡易改正手続では TFEU 第 3 部(EU 域内の政策及び活動)の全部又は一部について欧州理事会が全会一致の決定(以下「6 項決定」という。)により条約を改正することができるものとされている。法は、条約改正又は 6 項決定に国民投票が必要な場合について定めるが(2011 年法第 4 条)、個別の条約改正又は 6 項決定が権限を移譲するか否かの判断については、大臣がその意見に理由を

付して声明を發表するものとされている（2011年法第5条）。

イギリス政府が賛成票を投じる前に国民投票の実施を要する決定（2011年法第6条）には、6項決定以外に、正式な条約の改正を経ずに架橋条項又はラチェット条項と呼ばれる根拠規定に基づいて条約上の手続要件を緩和する決定がある。例えば、TEU第48条第7項の簡易改正手続では、理事会の決定すべき事項又は分野で条約上その全会一致を議決要件とするもののうちTEU第5編又はTFEUの定める事項又は分野については、欧州理事会が全会一致の決定（以下「7項決定」という。）により議決要件を特別多数決に緩和することができるものとされている。このTEU第48条第7項が架橋条項に当たり、7項決定が国民投票の対象となる（2011年法第6条第5項b）。なお、条約中に散在する架橋条項に基づき議決要件を緩和する決定はEU加盟国の拒否権を奪うこととなるため、常に全会一致の議決が必要とされている（注3）。その他国民投票が必要な決定事項には、ユーロの採用、国境検問の廃止等が規定されている。

欧州議会議員に関する経過措置を定める議定書の実施（2011年法第2章）

2008年12月の欧州理事会の決定により、リスボン条約上予定された欧州議会議員定数の各国への再配分について、次回欧州議会選挙前に減員予定国の議席を維持したまま増員予定国の増員を先行する議定書が合意されたことで議員総数が条約上の定数の上限を超えることになったため、議定書は通常改正手続上の取扱いをされることになった。2011年法第2章は、議定書の承認、イギリスの増員1人のウェスト・ミッドランズ選挙区への配分及び2009年6月欧州議会選挙の結果による名簿登載者の繰上当選について規定する。

総則（2011年法第3章）

国内法秩序の内部におけるEU法の地位に関し国内で直接適用が可能なEU法又は直接効力を有するEU法は、例えばEU法規を国内法として予め一般的に承認した1972年欧州共同体法第2条第1項の規定（注4）その他の議会制定法の根拠規定がなければ施行されないとする宣言的な規定（2011年法第18条）等が置かれている。

注（インターネット情報はすべて2011年9月20日現在である。）

(1) *The Coalition: our programme for government*. HM Government, May 2010, p.19.

<http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/409088/pfg_coalition.pdf>

(2) *Explanatory Note: European Union Act 2011*. para.21.

<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/12/notes/data.pdf>>

(3) House of Lords European Union Committee, *The Treaty of Lisbon: an impact assessment. Vol I: Report*. HL 62-I, 13 Mar. 2008, para.3.2.

<<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldselect/ldeucom/62/62.pdf>>

(4) 中村民雄『イギリス憲法とEC法』東京大学出版会、1993、pp.21-22.